

令和3年度

定期監査結果報告書

米原市監査委員

米 監 委 第 23 号
令和4年(2022 年)6月20日

米 原 市 長 様
米 原 市 議 会 議 長 様
米 原 市 教 育 長 様
米原市選挙管理委員会委員長 様
米原市公平委員会委員長 様
米 原 市 農 業 委 員 会 長 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 中 川 雅 史

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項に基づき執行した令和3年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年度 定期監査結果報告書

目 次

第1	監査の対象および期日	1
第2	監査の方法および手続	2
第3	監査の結果	2
	内部統制体制の整備推進について	3
	市民自治センターにおける公金（現金）等の実施調査について	5
	建設工事に係る係数変動型最低制限価格について	7
	新型コロナウイルス感染症対策事業について	13
	その他個別事項について	28
	総務部	28
	市民部	29
	くらし支援部	31
	まち整備部	34
	教育部	37
	会計室	41
	前年度の監査意見に対する措置および対応の状況	42
第4	むすび	43

【注 記】

- ① 文中および表中に記載する金額は、特に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し単位未満は四捨五入する。該当数値がない場合は「―」、負のものは「△」で表示する。また、比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入する。
- ② 法令名等を文中で使用する場合は、次のとおり省略して表記する。その他の法令および要綱などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などは省略する。
 - 「地方自治法（昭和22年法律第67号）」 → 「法」
 - 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」 → 「施行令」
 - 「米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号）」 → 「契約規則」
 - 「米原市随意契約のガイドライン」 → 「随契ガイドライン」
 - 「米原市予算規則（平成17年米原市規則第36号）」 → 「予算規則」
 - 「米原市会計規則（平成17年米原市規則第37号）」 → 「会計規則」
 - 「米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号）」 → 「補助金規則」
 - 「〇〇事業補助金交付要綱（要項、要領）」 → 「補助金要綱（要項、要領）」
 - 「米原市行政財産使用料条例（平成17年米原市条例第52号）」 → 「使用料条例」

令和３年度 定期監査結果報告書

第１ 監査の対象および期日

出先機関を除く全所属について、次のとおり監査を実施した。

監 査 の 対 象	ヒアリングの期日	監 査 基 準 日
政策推進部 政策推進課	令和３年１０月２６日	令和３年９月１日
政策推進部 市長公室		
秘書 書 室		
総務部 総務課 (選挙管理委員会事務局)		
総務部 財政契約課		
総務部 人権政策課	令和３年１０月２８日	令和３年９月１日
政策推進部 情報政策課		
政策推進部 市長公室		
防災危機管理課		
会計 室		
市民部 自治協働課		
市民部 地域振興課		
議会事務局	令和３年１１月２４日	令和３年１０月１日
市民部 税務課		
市民部 市民保険課		
市民部 収納対策課		
くらし支援部 社会福祉課		
くらし支援部 健康づくり課	令和３年１１月２６日	令和３年１０月１日
くらし支援部 福祉政策課		
くらし支援部 高齢福祉課		
くらし支援部 こども未来局		
子育て 支援課		
くらし支援部 こども未来局		
保育 幼稚園課		
くらし支援部 新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	令和３年１２月２２日	令和３年１１月１日
教育部 学校教育課		
教育部 教育総務課		
教育部 学校給食課	令和３年１２月２４日	令和３年１１月１日
教育部 スポーツ推進課		
教育部 生涯学習課		
監査委員事務局・公平委員会事務局		
まち整備部 経済振興局	令和４年１月２１日	令和３年１２月１日
シティセールス課		
まち整備部 経済振興局		
農林商工課		
まち整備部 建設課	令和４年１月２４日	令和３年１２月１日
農業委員会事務局		
まち整備部 上下水道課		
まち整備部 まち保全課	令和４年１月２４日	令和３年１２月１日
まち整備部 都市計画課		

*監査の対象部局は、監査基準日時点での名称で表記している。以下のページについても同様とする。

第2 監査の方法および手続

法第199条第4項の規定に基づき、別表に示す監査基準日現在における令和3年度一般会計、特別会計、水道事業会計および下水道事業会計について、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査を実施した。監査に当たっては、米原市監査基準（令和2年米原市監査委員告示第2号）に準拠して実施し、事前に定期監査調書および関係資料の提出を求めて事務局職員による予備調査を行った上で、その結果を踏まえて、所属長および関係職員の説明により現状把握に努めるとともに、公費が市民の税金その他貴重な財源で賄われていることを念頭に置いて、米原市行財政全般の適法性、効率性、有効性、公平性などについて慎重に考察した。なお、ヒアリングの実施においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、最小限の関係職員の出席を求め3密防止対策を施した上で実施した。

令和3年度の定期監査では、従来の監査調書に基づく内容調査のほか、①内部統制におけるリスク管理の状況（前年度から継続調査）、②公金および準公金の取扱い、③競争入札における失格者のあった入札事例、④新型コロナウイルス感染症対策事業の4つを重点的な監査項目として調査を実施した。

監査の中で改善や注意が必要と判断したものについては、組織全体に係るものを共通事項として意見を記載し、個別事項に対するものは、部局別所属別に意見を記載した。また、前年度の監査で意見した事項については、法第199条第12項の規定に基づき市長等から提出された定期監査意見等に対する措置状況の報告内容が適正に処理されているかの確認および評価を行った上で、継続した取組が必要と思われるものについては今回も意見し、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われていると判断したものについては、一括してその状況を記載した。

なお、次の業務に係る監査に際しては、古澤宏之監査委員を法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

*指定管理事業（近江母の郷文化センター・米原学びあいステーション・近江学びあいステーション）

第3 監査の結果

監査は、試査によるものであり、全ての事業について精査できたわけではないが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期となった事業を除き、監査対象とした事務事業は、予算および関係法令、条例、規則などに準拠し、おおむね適正に執行管理されているものと認められた。しかしながら、中には改善や注意または検討を必要とするものがあるので、「意見および要望」として記載した。なお、「意見および要望」は今後の改善等を求めるものであることから、監査時点で米原市事務分掌規則（平成17年米原市規則第9号）に明確に規定されていない事務等については、本職の判断で関係性が強いと思われる所属に記載し、監査時に口頭で改善等を促した軽微な事項については、記載を省略している。

については、これらを真摯に受け止め、実効性ある措置を速やかに講じるとともに、市民福祉の増進と効率的な行政執行の確保に向け、速やかに対応されるよう望むものである。

内部統制体制の整備推進について〔共通事項〕

平成 29 年の法改正で、都道府県および指定都市に対しては内部統制体制の整備および運用に関する基本方針の策定等が義務付けられた。本市においては努力義務となっているが、市の行財政事務を適正に執行していくには、早期に内部統制体制を整備推進していく必要があると考えるため、昨年度に引き続き、各所属におけるマニュアルの整備状況やリスク管理の状況等について調査を行った。

その結果、組織全体で対応し、改善していく必要があると考えるものがあつたので、次のとおり意見する。また、早期に内部統制を推進する部署を明確化し、改善に向けた取組を始められたい。

◎意見および要望

①業務マニュアルの整備状況について

本市 39 部局における業務マニュアルの整備状況（窓口電子マニュアルを除く。）を確認したところ、所管業務全てにおいて整備済みが 3 部局、主な業務について整備済みが 28 部局、整備中が 2 部局、未整備が 6 部局であつた。前年度と比べ、未整備であつた 11 部局が 6 部局へ減少し、マニュアルの整備を進めた部局が増加したことにより、一定の改善が見られたものの、依然として多くの部局において、一部の業務に限られたマニュアル整備に留まっていることから、マニュアル作成は所管業務全てにおいて進めていただきたい。

今年度の定期監査では、一部の部局において保管している準公金の存在を所管課が把握していない事例など、担当業務マニュアルが整備されていれば、防げたと考えられる事案が確認された。また、所管課への聞き取りの中では、引継書に事務手順等が記載されているため、業務マニュアルとしては整備していないとの回答や、何をもって業務マニュアルと言うのかという意見もあつたことから、組織（職員）内での業務マニュアルそのものの認識に差異が生じているものと考えられる。業務マニュアルは業務所管部署の職員が同じ目線で確認し、同じ判断が下せるなど、業務内容を常時確認することができるものであり、業務マニュアルに関する市の統一した考え方や業務マニュアル策定に係る統一様式を職員に提示することが効果的であると考ええる。

このような取組により、職員の業務マニュアルに対する理解向上や、業務マニュアル活用の手法を検討することで、各業務におけるリスクの把握、リスク低減を図っていくことが可能である。また、職員個人の経験や知見等により事務手続に差異が生じるリスクを排除し、組織として一定の業務水準が確保できるため、市民に対し業務処理の適正性を示す上で非常に有効であり、早急に改善に向けた取組を進められたい。

▼業務マニュアルの整備状況

所属（部）	（課）	マニュアル 整備状況	所属（部）	（課）	マニュアル 整備状況
政策推進部 （市長公室）	政策推進課	×	まち整備部 （経済振興局）	シティセールス課	○
	情報政策課	○		農林商工課	×
	防災危機管理課	×		建設課	×
	秘書室	○		都市計画課	○
総務部	総務課	○		〃（駐車場特会）	×
	財政契約課	○		上下水道課（上水）	○
	人権政策課	○		上下水道課（下水）	×
市民部	自治協働課	○	教育部	まち保全課	○
	地域振興課	○		教育総務課	○
	市民保険課	○		学校教育課	◎
	〃（国保特会）	○		学校給食課	○
	〃（後期特会）	○		生涯学習課	○
	税務課	○		図書館・はにわ館	○
	収納対策課	○		スポーツ推進課	△
くらし支援部 （こども未来局）	福祉政策課	○	会計室		○
	高齢福祉課	○	議会事務局		○
	社会福祉課	△	監査委員事務局		○
	健康づくり課	◎	農業委員会事務局		○
	新型コロナウイルス ワクチン接種推 進室	◎			
	子育て支援課	○			
	保育幼稚園課	○			

※マニュアル整備状況区分 ◎：所管業務全てにおいて整備済み
○：一部の業務について整備済み
△：整備中
×：未整備

②準公金取扱マニュアル等の作成について

本市においては、組織全体で統一した準公金の取扱および保管に係るルールが策定されていないため、その必要性についてこれまでから意見しているところである。今年度も依然として市全体で統一した対応がされていない状況であったため、準公金取扱マニュアルの策定に向け、具体的な取組みを進められたい。今年度の監査では、次項の「市民自治センターにおける公金（現金）等の実施調査」において試査ではあるが実地調査を行い不適切な事例が確認されたため、改善されたい。

市民自治センターにおける公金（現金）等の実施調査について〔共通事項〕

今年度の定期監査では、市民自治センター（山東支所、近江市民自治センター、伊吹市民自治センター）に出向き、公金および公金に準ずるものの保管管理状況について現地確認を行った。

確認の結果、おおむね適正に保管管理されていたものの、郵便切手（以下「切手」と言う。）の保管管理状況に整合性がない事案や所管課が認識していない収入証紙の存在が明らかになった。調査結果は次のとおりである。

①山東支所における切手の保管管理について

切手は手提げ金庫に保管されており、枚数等は台帳で管理している。出納の方法については、使用者が管理担当者の確認を得て、切手の受入れや使用が認められている。

今回の調査では、所管課が管理する管理台帳の数量と切手実数を突合する方法で確認を行った。調査は、下表の結果となり管理台帳と切手実数に 77 枚もの乖離があったため、所管課に切手の管理方法を確認したところ、定期的に切手数量の確認は行っておらず、数量が合わない理由については不明であるとのことであった。

(枚、円)

	種類	管理台帳 数量 (A)	管理台帳 金額 (B)	実数量 (C)	実金額 (D)	差引数量 (A-C)	差引金額 (B-D)	乖離数量	乖離金額
区分	140円切手	47	6,580	42	5,880	5	700	5	700
	120円切手	120	14,400	81	9,720	39	4,680	39	4,680
	100円切手	53	5,300	51	5,100	2	200	2	200
	94円切手	65	6,110	63	5,922	2	188	2	188
	92円切手	30	2,760	30	2,760	0	0	0	0
	84円切手	83	6,972	63	5,292	20	1,680	20	1,680
	80円切手	162	12,960	170	13,600	△8	△640	8	640
	63円切手	0	0	0	0	0	0	0	0
	50円切手	61	3,050	61	3,050	0	0	0	0
	10円切手	100	1,000	99	990	1	10	1	10
	2円切手	101	202	101	202	0	0	0	0
	1円切手	40	40	40	40	0	0	0	0
計		862	59,374	801	52,556	61	6,818	77	8,098

市が取り扱う切手は公金で調達しており、公金に準ずるものであることから、現金と同様、厳格に取り扱う必要がある。また、切手を管理する台帳は、現有保管数等を適正に管理するための記録簿であり、管理台帳と切手実数を定期的に照合し、適時適正に管理する

ことが重要で「いつ」、「誰が」、「何枚使用したか」、「使用目的は何か」など、使用状況を確認するための記録簿でなければならない。所管課は、管理台帳と切手実数の整合性の確保を定期的に行うとともに、払出時のチェック体制の強化などを行い適時適正な保管管理に努められたい。

②姉川上流交流体験推進協議会の収入証紙について

伊吹市民自治センター事務室内の金庫の中に、シティセールス課（旧商工観光課）所管の姉川上流交流体験推進協議会所有の収入証紙（528,000 円）が保管されているのを確認した。これは、統合庁舎移管時に併せ所管課であるシティセールス課が移動させるべきであったが、その収入証紙の存在を把握しておらず、残されたままとなっていた。

この収入証紙については、平成 29 年度定期監査結果報告書で適正管理について意見しており、当時の所管課はこの収入証紙の存在を課内で情報共有しておらず、受払簿も整備されていない状況であったため、現金と同様に細心の注意を払って適正に管理することおよび事務担当者の変更になる場合は証紙の存在を確実に引き継ぐことを意見しているところである。

しかしながら、令和 3 年度定期監査ヒアリング時に所管課に収入証紙の存在について確認したところ、当該収入証紙についての事務引継は行われておらず認識していないとのことであった。事務引継は、米原市職員事務取扱規程（平成 21 年訓令第 1 号）で規定されており、準公金の取扱および付随する現金や通帳については、確実に後任者に引継がなければならない。

なお、平成 29 年度から監査基準日まで同額（528,000 円）の証紙がいまだ残存し、使用頻度が極めて低い状態であることから、証紙を一旦現金化して保管するなど事務リスクの軽減対策を講じるよう意見したところ、令和 4 年 4 月 25 日に現金化されたと報告を受けている。

（調査結果総括）

今回の調査では、切手の保管管理状況に整合性がない事案のほか、所管課が認識していない収入証紙の存在が判明し、不適切な公金等の保管管理状況を確認した。

この状況の発生要因として、人事異動の際に適正な事務引継が行われていないことが考えられるため、準公金に関する事務手続や付随する現金や通帳の保管管理については、米原市職員事務取扱規程に基づき、確実に後任者に引継ぎを行っていただきたい。また、行うべき業務の確認を担当者交代の都度に作成される事務引継書のみでは不十分であり、まずは業務マニュアルを作成し内部統制を推進することが急務である。さらに、これまでから意見しているところであるが、本市では切手等を含む準公金の取扱マニュアル等を定めておらず、内部統制上リスクが高い状況であるため早期の作成をお願いする。

建設工事に係る係数変動型最低制限価格について〔共通事項〕

1 監査の目的および対象

昨年度の監査では、予定価格の事前公表実施の適否について、制度導入におけるメリットおよびデメリットを再度十分な検証を行った上で、弊害が生じることがないように取り扱うよう意見した。前年度の監査において当市が導入している係数抽出変動型最低制限価格制度によって、最終的な最低制限価格が調整係数くじにより変動することから、積算努力をした事業者が結果として最低制限価格未満で失格となり、事前公表されている予定価格に近い金額で入札した事業者が落札者となった事案が見受けられたため、令和3年度の監査では、令和元年度から令和3年度までに執行された建設工事に係る入札のうち、失格者のあった入札について所管課から報告および関係書類の提出を求め監査を実施した。

2 最低制限価格について

最低制限価格とは、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときにあらかじめ設定するもので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

（1）最低制限価格の制度的な背景について

地方公共団体における調達とは、その財源が税金によって賄われるものであることから、より良いものでより安いものを調達することが原則とされている。この原則からすれば、「より安いもの」が良いという考え方もあり得るが、一方で、地方公共団体における調達においては、「より良いもの」を発注するという条件を満たす必要がある場合もある。

つまり、より安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング※受注につながることも懸念される。ダンピング受注は、適切な契約の履行の確保がなされないおそれがあることや、行政サービスの質が低下するなどの問題が指摘されている。また、受注側からすれば、下請けへのしわ寄せや、労働条件の悪化等の問題が生じかねないおそれもあり、社会全体にとっても公正な取引秩序を歪めるおそれがあることが問題視されている。

このようなことから、平成26年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、現在および将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずることが明記された。

※ダンピング - 不当に安い価格で商品やサービスを提供すること

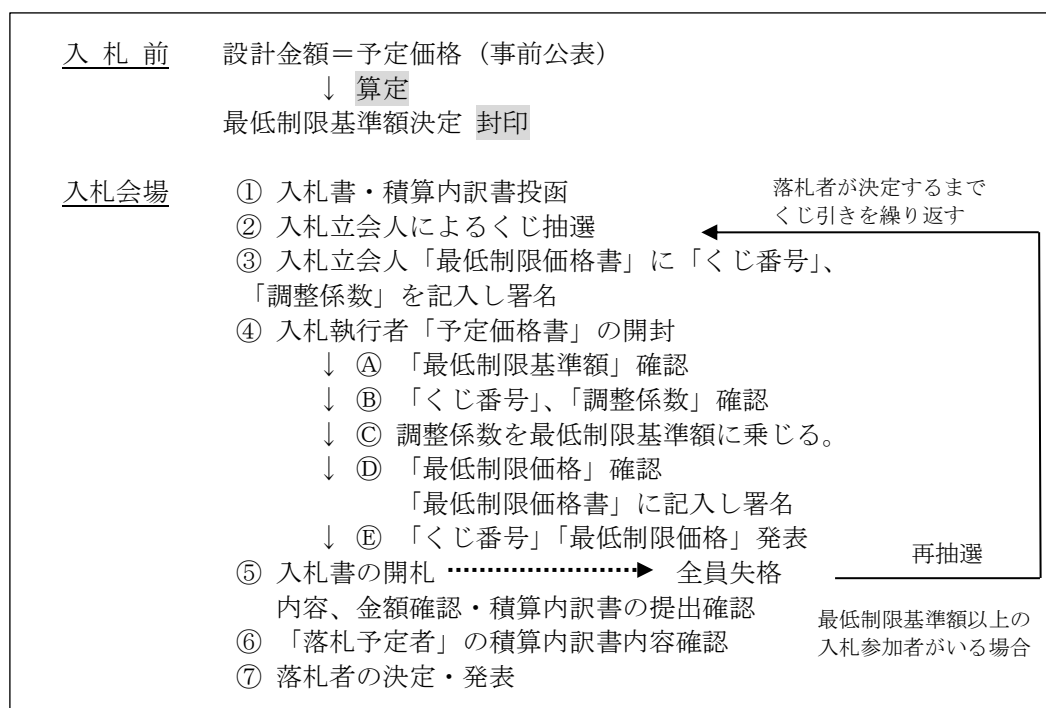
(2) 米原市の運用および現状について

本市では、建設工事の最低制限価格について係数抽出変動型最低制限価格を平成 25 年 1 月 1 日から導入し、最低制限価格を事後公表としている。係数抽出変動型最低制限価格とは、予定されている入札の予定価格から一定の算定式に基づき算出された最低制限基準額に、入札当日に会場で抽選により決定される調整係数（「0.9950」から「1.0050」までの範囲を 0.0005 刻みで変動させる数値）を乗じ、最低制限基準額の上下それぞれ 0.5% 以内で変動させた額を、最低制限価格（最低制限基準額×調整係数）と決定している。また、入札公告または入札指名通知する案件については、最低制限価格と併せて調整係数のくじ番号についても事後公表としている。

▼調整係数表

くじ番号	調整係数	くじ番号	調整係数	くじ番号	調整係数
1	0.9950	11	1.0000	12	1.0005
2	0.9955			13	1.0010
3	0.9960			14	1.0015
4	0.9965			15	1.0020
5	0.9970			16	1.0025
6	0.9975			17	1.0030
7	0.9980			18	1.0035
8	0.9985			19	1.0040
9	0.9990			20	1.0045
10	0.9995			21	1.0050

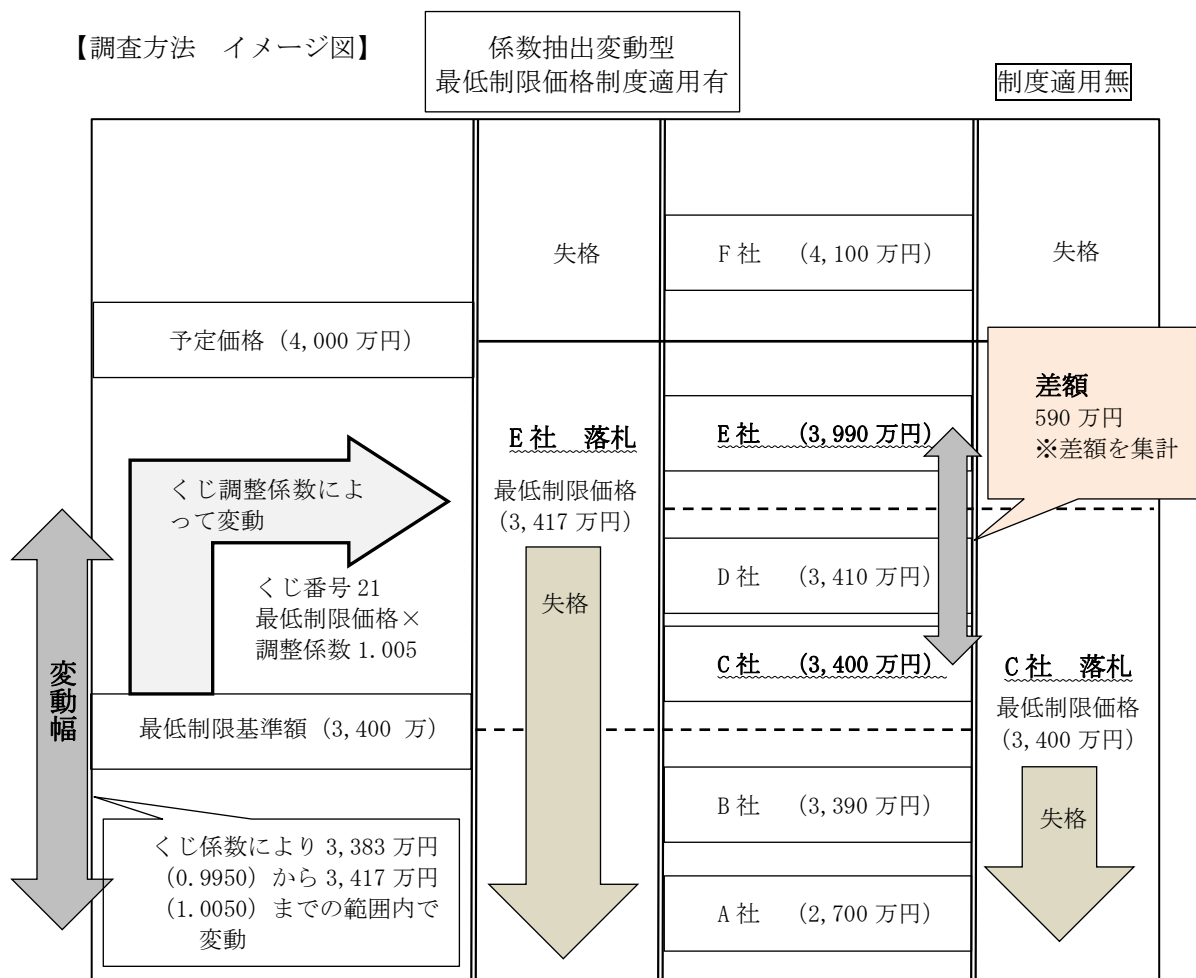
▼入札フロー図



①調査方法について

昨年度の監査では、係数抽出変動型最低制限価格によって、最終的な最低制限価格がくじ係数により変動するため、結果的に最低制限価格未満で失格となり、事前公表されている予定価格と近い金額で入札した事業者が結果的に落札者になったと考えられる事案（下記のイメージ図参考）が見受けられたため、令和元年度から令和3年度までに執行された建設工事に係る入札のうち、失格者のあった入札について調査を行った。

調査方法は、下記イメージ図のように同一工事（金額等は想定値）で係数抽出変動型最低制限価格制度を適用した場合と係数抽出変動型最低制限価格制度を適用しない場合では、制度上、くじ調整係数によって落札結果が異なる場合があり、図左側、制度適用有の場合はくじ調整係数（くじ21：調整係数1.005）によって最終的な最低制限価格が変動することで3,417万円となりE社（3,990万円）が落札、図右側、制度適用無しの場合はC社（3,400万円）が落札することとなる。さらに、最終的な落札額（契約額）においても差額（590万円）が発生することとなり、市にとってはその差額分の不利益が生じることとなる。今回の調査では、このように制度を適用した場合と適用しなかった場合に生じる差額について、令和元年度から令和3年度までに執行された建設工事に係る入札を対象に集計した。



②令和元年度から令和３年度までの入札状況

令和元年度から令和３年度までに執行した建設工事に係る入札は、合計 299 件（令和元年度 95 件、令和２年度 97 件、令和３年度 107 件）あり、そのうち失格者のあった入札は 193 件（令和元年度 65 件、令和２年度 65 件、令和３年度 63 件）であった。

令和４年３月３１日 時点

業種（大分類）	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	件数	(失格件数)	件数	(失格件数)	件数	(失格件数)
建築一式工事 格付B号、P点800以上	5	－	－	－	5	1
建築一式工事 格付C号	9	2	12	4	3	1
土木一式工事 格付A号	6	6	6	5	3	3
土木一式工事 格付B号	8	7	12	10	10	9
土木一式工事 格付C号	7	7	7	6	11	10
土木一式工事 単契（A, B）	2	2	2	2	2	2
土木一式工事 単契（C）	2	2	2	2	－	－
ほ装工事 格付A号	5	4	12	10	9	8
ほ装工事 格付B号	6	6	8	7	9	6
ほ装工事 単契（A, B）	2	2	2	2	2	2
機械設備工事	7	5	4	2	2	2
給排水冷暖房工事	9	2	7	4	13	7
橋梁上部工事、P点750以上	1	1	2	2	－	－
建築一式工事 格付BまたはC号	－	－	－	－	1	－
建築附帯工事	8	7	1	1	2	－
建築附帯工事 格付A号	－	－	1	－	－	－
建築附帯工事 格付B号	－	－	2	2	2	2
交通安全施設工事	1	1	2	2	3	3
交通安全施設工事 単契	1	－	－	－	－	－
水道施設工事 格付A号	2	2	1	1	1	1
水道施設工事 格付B号	1	1	3	3	7	6
造園工事	1	－	1	－	－	－
電気設備工事	12	8	10	9	20	9
塗装工事	－	－	－	－	1	－
法面処理工事 P点700点以上	－	－	－	－	1	－
計	95	65	97	65	107	63

※（失格件数）：件数のうち、失格者のあった入札件数

失格者のあった入札のうち、係数抽出変動型最低制限価格制度における調整係数を乗じることで結果的に差額が生じた入札件数は次表のとおりである。

▼失格者があった入札のうち結果的に差額が生じた入札件数

(件、円)

年度	失格者のあった入札件数	差額が生じた入札件数（＋、－）	
令和元年度	65	39	4,453,000
令和２年度	65	47	6,509,000
令和３年度	63	43	626,000
計	193	129	11,588,000

※金額はすべて税込

係数抽出変動型最低制限価格制度を適用することで結果的に差額（＋、－）が生じた入札件数は、令和元年から令和３年までで129件で、落札金額の差額（損失）は11,588千円となり、必要以上の経費を市が負担していることとなる。この差額については、係数抽出変動型最低制限価格によって、最終的な最低制限価格がくじ係数により変動するため、本来落札することのできた事業者が結果的に最低制限価格未滿で失格となり、落札金額が高額になっている事案と落札金額が安価になっている事案を差し引きした額である。

◎意見および要望

本市においては、予定価格が事前公表されているため、入札参加事業者が、積算努力により予定価格から最低制限価格を見込みやすくなっていることに加え、滋賀県による積算単価の公表や、事業者における積算ソフトウェアの導入等により事業者の積算能力が向上していることなどの理由から、限りなく市の設定した最低制限価格に近い金額での応札が可能となっている。

昨年度（令和２年度）意見したように、予定価格の事前公表は、地域による競争が十分な場合と不十分な場合とで制度的メリット・デメリットの受けやすさが異なり、特に、小規模な市町村など競争性が十分働いていない状況下においては、競争事業者が特定されることで制度的デメリットを受けやすいと考察する。

また、市が採用している係数抽出変動型最低制限価格制度において、制度を適用しない場合と比較すると令和元年度から令和３年度までに執行した建設工事に係る入札差額の累計は11,588千円となり、制度を適用することで必要以上の行財政運営経費を負担している状態となっていた。差額が生じる主な原因は、入札参加事業者の積算能力の向上により限りなく市の設定した最低制限基準価格に近い金額で応札が集中し、結果的により積算努力をした入札参加事業者が最低制限価格未滿で失格していることが影響している。

本市においては、入札に係る職員の不祥事が発生するなど制度導入は入札妨害の防止を最優先するものと理解するところではあるが、結果的に入札参加事業者の積算の見積努力を損なわせるとともに必要以上の経費が発生している状況が見受けられる。このため予定価格の事前公表ならびに係数抽出変動型最低制限価格導入に係る弊害の現状を踏まえ、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務処理を行わなければならないこと

を念頭に、制度導入におけるメリットおよびデメリットについて、再度十分な検証を行った上で、制度導入の適否についても検討していただきたい。

なお、入札等発注に係る業務に関しては、これまでから市職員の不祥事が発生していることに鑑み、制度の検討および改善については、職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図るとともに、業務遂行におけるリスク管理の推進を同時に進められたい。

新型コロナウイルス感染症対策事業について〔共通事項〕

1 監査の目的および対象

新型コロナウイルスが発生した令和2年以降、本市は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民のくらし緊急対策として市独自の各種事業を実施している。本市では早急に補助金等が交付できるよう、事業に係る事務手続の簡素化を行うことで市民の負担を減らすとともに、事務専決区分においても所管課長の決裁のみで交付決定を行い、申請から交付までの事務手続の迅速化を図っている。

一方では、過去全国的には新型コロナウイルス関連の支援金等における不正受給や重複交付などが発覚しており、当市においても、早急な業務執行のため、本来執るべき事務手続を簡素化していることから、昨年度に引き続き、市が実施している一部の事務事業について監査を行い、当該事業の対象経費の審査や交付決定等に係る事務手続が各種例規等に沿って適時適正に行われているかを確認した。

▼調査対象事業

年度	事業名	担当部署	監査基準日
令和2年	米原市緊急経済対策住まい応援補助金	まち整備部 経済振興局 シティセールス課	令和3年11月30日
令和2年	米原市小規模事業者感染症対策補助金	まち整備部 経済振興局 農 林 商 工 課	令和3年11月30日
令和3年	米原市小規模事業者感染症対策補助金	まち整備部 経済振興局 農 林 商 工 課	令和3年11月30日
令和2年	米原市小規模事業者経営発展対策補助金	まち整備部 経済振興局 農 林 商 工 課	令和3年11月30日
令和3年	米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金	まち整備部 経済振興局 農 林 商 工 課	令和3年11月30日
令和3年	米原市市内事業者デジタル化推進補助金	まち整備部 経済振興局 農 林 商 工 課	令和3年11月30日
令和3年	米原市就学支援・奨学支援臨時給付金	教育部 教育総務課	令和3年10月31日

※令和2年度調査対象事業は、令和2年度定期監査基準日時点では事業が完了しておらず、未調査分を含め継続調査したため、令和3年度定期監査調査対象事業とした。

2 事業別調査結果

①米原市緊急経済対策住まい応援補助金について 《令和2年度実施分》

【概要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 シティセールス課（旧所管課：地域協働課）
補助金の目的	[米原市緊急経済対策住まい応援補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復および市民生活の向上への緊急支援として、市内事業者への発注機会拡大を目的に住まいに関連した工事を実施した者に対し、予算の範囲内で米原市緊急経済対策住まい応援補助金を交付する。
対 象 者	補助対象者または補助対象者が含まれる世帯を構成する者が市内に居住し、次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。 ア 世帯員が、住まい工事をする住宅等の所在地を、住民登録地としていること。ただし、住宅等の解体については、この限りではない。 イ 世帯員が、この補助金または米原市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱、米原市 JR 東海道本線 3 駅周辺地域移住定住補助金交付要綱およびびわ湖の素・米原住宅リフォーム補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ウ 世帯員が、米原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
対 象 事 業	補助金の交付対象となる事業は、次の全ての要件に該当する住まい工事とする。 (1) 住まい工事の発注日が、令和 2 年 7 月 1 日以降であること。 (2) 住まい工事の内容が、次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。 ア 補助の対象となる者が工事発注者であること。 イ 市内に事業所もしくは営業所を有する法人または個人事業者の施工による 50 万円以上の経費を要する住まい工事であること。 ウ 住宅等に係るもの（併用住宅にあつては、住宅に係るものに限る。）であること。
補助対象経費	住まい工事の実施に要する経費とする。
交 付 額	補助対象経費の 10 分の 1 とし、10 万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、市内事業者への発注機会拡大を目的に住まいに関連した工事を実施した者に対し補助金を交付する事業であり、令和 2 年度は 145 件の申請全てに対し、交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、補助対象となる事業は、「住まい工事の発注日が令和 2 年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）以降であること。」と補助金要綱で規定しているが、申請の中には工事見積書が基準日の 3 か月以上前に作成され、基準日には見積書の有効期限が切れているもののほか、見積書の日付が 9 か月以前のもので受渡日が令和 2 年 3 月末となっているものなどがあり、工事が基準日以降に発注されているかどうか疑

念を抱くものがあった。所管課に何を根拠に交付決定としたのか確認したところ、申請者から工事の発注日が確認できる契約書や請書等の写しの提出を義務付けておらず、交付申請書兼請求書の事業の実施期間欄に記載された日付および施工業者が発行する領収書の日付で決定しているとの回答であった。

補助事業の審査においては、要綱等で規定する補助対象要件を満たしているかどうか適正かつ確実に確認を行うべきであり、当該補助金の事務手続においては、支給対象となる工事の発注日が確認できる書類の提出を義務付けて審査を行う必要があったと考える。

②米原市小規模事業者感染症対策補助金について 《令和2年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農林商工課（旧所管課：商工観光課）
補 助 金 の 目 的	[米原市小規模事業者感染症対策補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援することを目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者感染症対策補助金を交付する。
対 象 者	次の全ての要件に該当するものとし、補助金の交付は同一の事業者に対して一度に限るものとする。 （１） 市内に事務所または事業所を有する事業者 （２） 雇用保険に加入する従業員の人数が0人から20人までの事業所 （３） 令和元年度分までの市税等を滞納していない者 （４） 同一の事業内容で、国、県または市の同種の補助金を受けていない者 （５） 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 （６） 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補 助 対 象 経 費	消毒、清掃、飛沫対策、換気、その他衛生管理に要した経費
交 付 額	補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、10万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、小規模事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援するものであり、令和2年度は320件の申請全てに対し、交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、申請件数320件のうち主な補助対象経費として、マスク151件、空気清浄機116件、エアコン55件であった。なお、エアコンは原則対象外であるが、空気清浄機能または換気機能が付いた機種に限り補助対象として取り扱われていた。

審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めて、おおむね適正に行われていたが、エアコン等の設置場所が確認できる写真等の提出を義務付けておらず、事業用なのかそうでないのか客観的に判断できない状況であった。また、補助対象とした経費の中に、購入機器の保証延長料金を含めて対象としていたものがあり、購入者が任意で加入する保証延長に係る経費は加入していない購入者も多くいることから、申請者間での不公平となる可能性も想定され、対象外にするべきであったと考える。

③米原市小規模事業者感染症対策補助金について 《令和3年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農林商工課
補 助 金 の 目 的	[米原市小規模事業者感染症対策補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある市内事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援することを目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者感染症対策補助金を交付する。
対 象 者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、補助金の交付は事業者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 従業員(雇用保険被保険者)の人数が20人以下の事業者 (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補 助 対 象 経 費	消毒、清掃、飛沫対策、換気、非接触対応その他衛生管理の取組に要した費用とし、消費税および地方消費税を控除した額
交 付 額	補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、6万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、小規模事業者への緊急支援として事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援するものであり、令和2年度から引き続き実施されている事業である。令和3年度については、交付限度額が10万円から6万円へ引き下げられたこと等の補助金要綱の一部改正が行われている。監査基準日においては、80件の申請全てに対し、交付決定が行われていた。

申請関係書類を確認したところ、主な補助対象経費として、マスク25件、空気清浄機15件、エアコン15件であった。なお、エアコンは原則対象外であるが、空気清浄機能または換気機能が付いた機種に限り、補助対象としている。

審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めて、おおむね適正に行われているが、エアコン等の設置場所が確認できる写真等の提出を義務付けておらず、事業用なのかそうでないのか客観的に判断できない状況であった。

④米原市小規模事業者経営発展対策補助金について 《令和２年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 商工観光課(現所属課:まち整備部 経済振興局 農林商工課)
補助金の目的	[米原市小規模事業者経営発展対策補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、感染症による影響を乗り越えるために、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対して支援することを目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者経営発展対策補助金を交付する。
対 象 者	次の全ての要件に該当するものとし、補助金の交付は同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 雇用保険に加入する従業員の人数が0人から20人までの事業所 (3) 令和元年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 同一の事業内容で、国、県または市の同種の補助金を受けていない者 (5) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (6) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補助対象経費	機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費
交 付 額	補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、30万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、感染症による影響を乗り越えるために、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対して支援するものであり、事業終了時点で236件の申請全てに対し、交付決定が行われていた。所管課では、当該事業の実施に当たり、申請における補助対象経費や補助対象外経費の詳細を定めた米原市小規模事業者経営発展対策補助金に係る補助対象経費（以下「経営発展対象経費」という。）を作成して、これに基づき交付に係る審査を行っていた。しかし、所管課から提出された交付手続に関する申請書類を確認したところ下記の点について疑義が生じたため所管課に確認を行った。

①機械装置費に係る補助対象経費について

市民に公表している経営発展対象経費には、通常の生産活動のための設備投資、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象にならないと規定されているが、審査内容を確認したところ、運送業者、建築事業者等における販路拡大のための一般車両やトラックの購入、パソコンやタブレット等のIT機器導入による作業の効率化など、単なる通常の生産活動、

取替え更新に該当すると考えられる事案を多数確認した。所管課に補助対象外経費を認めた理由を確認したところ、売上高の増加や生産性の向上が見込める経営を発展させる取組であれば、対象経費として認めているとの回答であった。

つまり、所管課の審査では、あらかじめ経営発展対象経費で対象外経費として定めている品目（一般車両、パソコン等の汎用性が高いもの等）であっても、売上高の増加や生産性の向上が見込める事業と判断できれば、補助対象経費と認め、交付決定されていたため、結果的に全ての経費が補助対象となっていた。当該補助事業が、新型コロナウイルス感染症対策の緊急支援として迅速な対応を必要とされていたことは理解するが、補助金として公益性、公平性等に疑義が残るものがあったと考える。

②汎用性があり目的外使用が可能なものについて

この当該補助金で交付決定された 236 件のうち、汎用性があり目的外使用が可能なもの（パソコン・タブレット PC、タブレット、プリンタ、プリンタ複合機等）が補助対象経費に含まれていた件数は、110 件で全体の 46.1%を占めていた。審査においては、生産性の向上や売上げ増加に繋がる取組として交付決定が行われていた。

一般的な補助金では、パソコンなどの汎用性が高く、当該補助事業以外への利用が可能なものは補助対象外経費として考えられており、当該補助金においても原則対象外経費としているが、経営発展対象経費には、補助対象事業の実施に必要なものと明確に特定できるものであれば補助対象とすると規定している。

所管課の審査では、申請者がパソコン等を所有しているか、所有していないか、なぜこのパソコン等でなければ事業ができないかなどの確認ができていない状況で、申請書記載内容に基づき補助対象経費と認めていた。本来、対象外の経費を例外的に補助対象経費としているため、十分な調査などを行い交付決定の妥当性を確認した上で交付決定が行われるべきであったと考える。

③支払の完了について

補助金要綱第4条第2項では、令和3年2月28日（以下「基準日」という。）までに取組に要した費用の支払を完了したものに限ると規定している。補助申請書類を確認したところ、基準日までに支払を完了していない事案（添付された領収書は「入金日 2021 年 3 月 8 日」と記載されている。）を1件確認した。補助要件を欠く申請を交付決定した理由を所管課に確認したところ、クレジットカード決済の場合は、購入のための決済行為が基準日以前に完了したものを対象としており、実際の決済行為は領収書の日付より前の基準日以前に完了していることを確認しているとの回答であったが、実績報告書には、基準日以前に支払（決済行為）が完了していることを確認できる書類の添付はなかった。補助金の事務手続においては、市民に対し交付決定における公平性等の説明責任が果たせるよう、交付決定の根拠とした書類は必ず提出を求め、適正な事務手続を行われない。

そのほか、補助対象であるパソコン等の支払がクレジットカード払いにより購入された

事案では、補助対象とした4品目のうち3品目については、決済手続が行われた日付が確認できる領収書が実績報告書に添付されていたが、1品目については領収書の添付がなかったため、先の事案と同様、適正な事務手続を行われたい。万一、やむを得ない事情や理由等により、証拠書類が揃わないまま交付決定を行う場合は、申請者から証拠書類が提出できない理由書等の提出を求めた上で決定の判断を行うとともに、決定における審査経過や決定理由の妥当性を明確に記録するなどして説明責任を果たされたい。

④米原市小規模事業者感染症対策補助金との公平性の確保について

感染症対策を講じ新たなビジネスモデル実践するための取組について、事業所等へのエアコンや空気清浄機等の設置に対する経費が補助対象とされており、14件の交付決定が行われていた。しかしながら、エアコンや空気清浄機等の設置に対する経費は、米原市小規模事業者感染症対策補助金でも補助対象としており、2つの補助金は、所管課が同じ同一年度内の補助金であるにもかかわらず上限額が異なっている。所管課の判断としては、各補助金にそれぞれ目的があり、その目的を達成するための制度設計を行っているとのことであった。

	米原市小規模事業者経営発展対策補助金	米原市小規模事業者感染症対策補助金
目的	感染症による影響を乗り越えるために、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対して支援	事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援
補助率	補助対象経費4分の3以内	補助対象経費4分の3以内
上限額	30万円	10万円

しかしながら、当該補助金でエアコン等を補助対象経費として交付決定された事案は、新型コロナウイルス感染症を予防し新たなビジネスモデルの実践する取組として交付決定されているが、結果として、エアコン等を補助対象経費としている申請は、感染症対策が主な理由となっており、米原市小規模事業者感染症対策補助金で対応すべきであったと考える。

異なる補助金で、同じ経費を補助対象とすることにより、補助額が公平性に欠ける結果となっており十分な検討が必要であったと考察する。補助金の制度設計や支給決定においては、常に公平性が確保されなければならないと、同時期に異なる補助事業を実施し、同様の補助対象経費(項目)を設ける場合は、補助率や補助上限額は同一にするべきであったと考える。

⑤米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金について
《令和３年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農林商工課
補助金の目的	[米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション推進人材育成補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者が行うデジタル技術を活用してビジネスモデルを変革する人材の育成等の取組を支援することを目的に予算の範囲内で米原市市内事業者デジタルトランスフォーメーション（DX）推進人材育成補助金を交付する。
対 象 者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、補助金の交付は対象者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、同一の事業者に対して一度に限るものとする。 （１） 市内に事務所または事業所を有する事業者 （２） 従業員（雇用保険被保険者）の人数が 50 人以下の事業者 （３） 令和２年度分までの市税等を滞納していない者 （４） 米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 1 号に規定する暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有しない者 （５） 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
対 象 事 業	補助金の交付の対象となる事業は、市内の事業所等において実施する下記に掲げる取組とする。 ○DX 推進人材育成事業 （１） 市内の事業所等に所属する者を対象にした、DX 推進人材の育成を目的とする研修会等を市内の会議室等で開催する取組 （２） 市内の事業所等に所属する者を他の者が主催する、DX 推進人材の育成を目的とする研修会等に派遣する取組 ○DX 推進人材育成事業 市内の事業所等に勤務させる DX 推進人材を募集する取組
対 象 経 費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、負担金
交 付 額	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内とし、5 万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術を活用した取組を推進することを目的に交付するものであり、監査基準日において、交付件数は 1 件のみであった。申請関係書類を確認したところ、補助対象経費に係る領収書等の根拠資料提出を求めて、おおむね適正に行われていた。

⑥米原市市内事業者デジタル化推進補助金について 《令和3年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	まち整備部 経済振興局 農林商工課
補 助 金 の 目 的	[米原市市内事業者デジタル化推進補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術を活用した取組を推進することを目的に予算の範囲内で米原市市内事業者デジタル化推進補助金を交付する。
対 象 者	補助金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当するものとし、補助金の交付は対象者が複数の店舗または事業を営んでいる場合であっても、同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 従業員(雇用保険被保険者)の人数が50人以下の事業者 (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (5) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
対 象 事 業	補助金の交付の対象となる事業は、市内の事業所等において実施する下記の掲げる取組とする。ただし、令和2年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」の交付対象となった事業は、補助対象事業としない。 ○「新しい生活様式」の導入 デジタル技術を活用して、ウェブ会議やテレワーク等の「新しい生活様式」を導入する事業 ○販路開拓の取組 デジタル技術を活用して、販路開拓に取り組み、売上高の増加が見込まれる事業 ○生産性向上の取組 デジタル技術を活用して、業務の効率化や人手不足解消等の生産性向上に取り組む事業
対 象 経 費	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費
交 付 額	補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

【事業実施状況】

この支援金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内商工業の振興を図るため、市内事業者のデジタル技術を活用した取組を推進することを目的に交付するものであり、監査基準日において、18件の申請全てに対し、交付決定が行われていた。

当該補助金要綱第3条では、令和2年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」の

対象となった事業は補助対象としない旨規定されているが、申請関係書類を確認したところ、下表のように令和２年度に「米原市小規模事業者経営発展対策補助金」において、パソコン等を補助対象経費とした事業で交付決定を受け、更に、令和３年度も当該補助金において、パソコン等の経費を交付決定されている事例を複数確認した。

（事例１：同一事業者による申請）

年度	適用補助金	補助対象	対象事業
令和２年	小規模事業者経営発展対策補助金	パソコン２台	リモートワークに対応するためのIT機器導入事業
令和３年	市内事業者デジタル化推進補助金	パソコン２台 タブレット	デジタル技術の活用による業務効率の向上（作業用ソフトの導入）

このことについて所管課に決定理由を確認したところ、申請された事業自体が別事業であるため、交付決定し、同一経費（品目）であっても補助対象とするとのことであった。

一般的な補助金においては、パソコン等の汎用性が高く当該補助事業以外への利用が可能であるものは、原則、補助対象外経費として考えられている。当該補助金は、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応することを目的としており、デジタル機器やその他周辺設備に係る経費についても補助対象としていることは理解するが、上記の事例では、同一事業者にパソコン４台を補助したこととなり、令和２年度に購入したパソコンで、令和３年度事業が実施できないか、なぜ新たなパソコンが必要になるのか等の十分な審査確認が必要であったのではないかと考える。汎用性の高いものを補助対象とするときは、公益性や公平性が確保されるための十分な検討を行った上で行われたい。

⑦米原市就学支援・奨学支援臨時給付金について 《令和3年度実施分》

【概 要】

担 当 部 署	教育部 教育総務課
給 付 金 の 目 的	[米原市就学支援・奨学支援臨時給付金要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯への緊急支援として、未来を担う子どもたちが安心して学校生活が送れるよう経済的支援を行い、就学および奨学を保障することを目的に給付する。
対 象 者	給付金の給付の対象者は、給付申請時において学校等へ通学する者の保護者等(未成年の児童、生徒等については、学校教育法第 16 条に規定する保護者を、成年に達した生徒および学生については、その者の就学に要する経費を負担する者)とし、令和3年 11 月 1 日において次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 保護者等の令和2年分の所得の合計額が 5,850,000 円以下の者 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の主たる収入が次のいずれかに該当する者 ア 給与収入 令和3年3月1日から同年10月31日までの間に受けた給与収入の合計額が平成31年3月1日から令和元年10月31日までと比較して2割以上減少となった者 イ 事業収入 別に定める算定方法により年間売上高の減収率が2割以上となる者 (4) 保護者等および生計を一にする者に市税等の滞納がない者
給 付 額	小学生 (1人当たり) 60,000 円 中学生 (1人当たり) 75,000 円 高校生 (1人当たり) 120,000 円 大学生等 (1人当たり) 240,000 円

【事業実施状況】

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯への緊急支援として、未来を担う子どもたちが安心して学校生活が送れるよう経済的支援を行い就学および奨学を保障することを目的に給付されるものであり、監査基準日において、46件の申請に対し42件(91.3%)の給付決定が行われていた。決定に係る審査事務手続について、以下の3点について疑義が生じたため所管課に確認を行った。

①給付要件となる申請者の「主たる収入」の判断基準について

給付要件となる事業収入の減収の判定は、「申請者の世帯員の中の主たる収入者」の収入で判定することとされており、給与収入者か事業収入者(個人事業主)であるかによって算定方法が異なっている。交付決定の根拠となる「主たる収入」は、世帯の中で最も所得の高

い者の収入であると判断し給付決定内容を確認していたところ、下記の事例のように給付決定における判定に一貫性が欠ける事案を確認した。所管課の判定では、給付金要綱には、主たる収入の判断基準は定めておらず、決定に当たってはヒアリング等により各家庭の状況を勘案し決定しているとの回答であった。

(事例 1 : 一貫性に欠ける決定)

世帯	収入区分		令和 2 年度所得額	減収率の計算方法
A 世帯	夫	事業収入	800,000 円	妻が世帯で最も所得は高いが、夫が子の扶養控除を取得しているため夫の事業収入で判定
	妻	給与収入	2,500,000 円	
B 世帯	夫	給与収入 事業収入	1,500,000 円 300,000 円	夫には給与収入と事業収入があり、給与収入が事業収入より高いが、事業収入で判定
	妻	—	—	

給付金要綱で規定する給付要件となる申請者の主たる収入の判断基準については、申請者を始め誰が見ても客観的に判断できるよう明確に規定する必要がある。申請者へのヒアリング等により、その判断基準を万一変更する場合は、当該給付金の交付決定が、公平性を欠く結果とならないよう、十分な検討を行った上で判断されなければならない。また、提出された資料ではヒアリング内容など給付決定に至った経緯が確認できない事案があり、支給決定に至った経緯等を客観的に確認できる審査経過や決定理由について記録として残す必要があったと考える。

②個人と法人の違いについて

当該給付金の対象者は、学校等へ通学する者の保護者等と給付金要綱に規定されており、原則、個人への給付金である。

しかし、給付要件である「主たる収入」の判定において、給与所得者であっても、給与による減収判定を行わず、別人格である法人の事業収入で減収率の判定が行われ、給付決定されていた事案を 2 件確認した。

(事例 2 : 給付金要綱に準拠しない決定)

	申請者の主たる収入	所得合計額 5,850,000 円の判定	減収率の計算の判定
給付金要綱における判定基準	給与所得	給与収入による令和 2 年度の所得合計額	給与収入で判定
	事業所得 (個人事業主)	事業収入による令和 2 年度の所得合計額	事業収入で判定
今回の判定	A 社からの給与所得	給与収入による令和 2 年度の所得合計額	A 社の法人事業収入で判定

今回の 2 件の給付決定については、法人から給与の支給を受けている代表取締役個人か

らの申請であり、申請者の主たる収入は給与収入である。給付金要綱に基づき減収率の判定を行う場合は、申請者の給与収入で判定されるべきであったと考える。

しかしながら、所管課は、代表取締役である個人の給与収入ではなく、代表取締役を務める法人の事業収入で減収率の判定を行っていた。給与所得者（個人）と法人事業者（法人）は、ともに法的に人格を認められた別人格として考えるべきであり、申請者である代表取締役の給与収入と法人の事業収入は同じではない。申請者が個人事業主である場合は、事業収入を用いて判定することになるが、今回の2件の申請については、申請者とは別人格の事業収入で判定しているため、給付金要綱に準拠すれば適正ではなかったと考えるが個人的事情を斟酌して給付に至ったのであれば、その審査経過や決定理由について記録として残す必要があった。

③給付要件としている「保護者等および生計を一にする者に市税等の滞納がない者」の考え方について

給付金要綱には、給付対象者の要件として「保護者等および生計を一にする者に市税等の滞納がない者」と規定されているにもかかわらず、監査基準日時点において、給付決定者の中に学校給食費の滞納者が1名存在した。その給付に至った経過など確認できる書類もなかったことから、所管課に確認したところ、本件申請者は学校給食費の滞納者であるが、分納誓約を締結し計画的に返納されていること、また、対象世帯が生活に困窮している現状をヒアリングで確認していることから本給付金の趣旨を鑑み給付対象としたとのことであった。

しかしながら、当該補助事業が新型コロナウイルス感染症対策の緊急支援として実施されていることは理解するが、給付申請時点においては学校給食費の滞納者であり給付金要綱に定める給付対象者の要件を満たしていないことは明らかである。新型コロナウイルス感染症対策の緊急支援として趣旨を鑑み、やむを得ない事情や理由等により給付決定を行う場合は、決定における審査経過や決定理由の妥当性を記録し保管するなどして市民の理解が十分に得られるよう説明責任を果たされたい。

【総括】

令和３年度は、令和２年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対策に係る対応として、市民の生命と健康を守り、同時に市民生活や地域経済の回復、医療体制を堅持していくため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の市民のくらし緊急対策として様々な支援策が実施された。

本市では、コロナ禍において各種支援を必要とする市民の負担軽減のため、申請から交付までの事務手続の簡略化を行うことで早急に補助金等を市民に交付することとし、事案決裁の専決区分においても、担当課長決裁で交付決定を可能とし、迅速な対応が図られた。

今年度監査の対象とした新型コロナウイルス感染症対策事業については、どの事業も円滑かつ迅速に実施されていることを確認できた。しかしながら、迅速な対応が求められる中で、制度構築に係る検討が十分ではないと思われる事業や交付決定の審査に必要な提出書類の検討が十分ではない事業が見受けられ、事務手続も十分とは言えないものがあった。補助事業等の制度設計においては、公平性、透明性、公益性等が確保される事業であることを前提として、補助金等の対象者、金額、補助率、対象事業、対象経費などを補助金要綱等で明確に規定し、多くの市民が納得できる制度設計であることが重要である。

今回調査対象とした事業は、コロナ禍における市民への早急な支援であるため、迅速な対応と速やかな支援を行うとして実施されたことから、制度設計や支給決定審査における時間的余裕が十分でなかったことは否めないが、補助金等が反対給付を求めない一方的な金銭的給付であること、財源が税金その他貴重な財源で賄われていることなどから、補助金等の交付決定においては慎重な審査が求められる。

なお、所管課へのヒアリングを通じて、コロナ禍において高まる市民ニーズへ対応するべく職員一丸となって尽力され、低迷した市民生活の回復や市内小規模事業者への支援を中心に、継続した事業展開を行い一定の成果を得ているとの報告を受けている。しかしながら、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響において物価の上昇など未だ厳しい状況は続いており、市民のくらしを守るため今後の事業継続についても検討されたい。

また、補助金等の事務手続については、これまでの監査でも意見してきたことから、市では令和３年度から補助金等取扱いに係る統一的な基準をまとめたガイドライン等の作成が進められており、監査意見などを参考に内部統制が十分機能するガイドライン等が作成されることを期待するところである。

その他個別事項について

◎意見および要望

総 務 部

【財政契約課】 監査基準日：令和３年９月１日

①補助金ガイドライン等の整備について

本市では財政契約課の指示に基づき令和３年度から令和４年度において補助金の適正化に向けた検証が行われており、既得権益化の弊害など補助金施策全体の「体質改善」と「最適化」を図る総点検が行われている。しかしながら、今年度の監査においても、補助金要綱で定めている経費以外を補助対象としていた事例や、依然として終期設定がされないまま特定の団体等へ長期継続的に補助金が交付されているものが見受けられ、実態として補助金が既得権益化している事例があった。

補助金は反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くが市民の税金で賄われていることから、その必要性については、公平性、透明性、公益性等が確保され、事務手続は適時適正に行われて市民の理解が十分に得られるものでなければならない。補助金の制度設計から、申請、交付決定、支払に至る事務手続の手順や取扱基準など、総点検に基づく本市の補助金取扱に係る統一的な基準をまとめたガイドライン等の作成を期待する。

【人権政策課】 監査基準日：令和３年９月１日

①分譲宅地売買金、住宅新築資金等貸付金および持家住宅建設資金貸付金の過年度未収金について

本債権は、旧米原町で実施された事業の未収金であるが、債権の多くが債務者の死亡により相続人折衝が難航していることや、債務者に十分な返済資力がないことなどの理由から未収金の回収は進まない現状である。

所管課では、当該住宅の実態調査を行うとともに債権整理を行うため顧問弁護士と委託契約（単価契約）を締結し、相続人に対し債権整理に向けた通知を発送するなどの業務を進め、未収金の回収に向けた事務手続を行っている。分譲宅地売買金の未収による所有権移転登記未了のため宅地の固定資産税が未賦課となっている問題の解決と合わせ、引き続き早期解決に向け努力されたい。

【自治協働課】 監査基準日：令和３年９月１日

①米原市地域創造支援事業補助金について

この補助金は、個性ある地域の創造と地域の特色を生かしたまちづくり活動を支援することを目的として交付されており、事業採択は、地域創造会議で決定されている。事業の実施においては、本補助金で対応すべきか、事業目的に応じた各担当課の補助金で対応するのか、位置付けに苦慮されている事業が見受けられたため、これまでから制度の見直しを意見しているところであり、所管課では、一部の団体について事業目的に応じた担当課との協議が進められているところである。

昨年度監査においては、過去から長期継続的に補助金交付が行われている団体が存在するため、固定化、既得権益化のおそれがあるため要綱の見直しを意見しており、所管課では補助対象区分、補助回数の限度など終期設定を明確にした要綱の見直しを検討している旨の回答を受けている。

今年度の監査でも引き続き令和２年度および令和３年度にかかる交付実績等の資料提出を求め、その内容を確認したところ、依然、長期継続的に補助金交付が行われている団体を確認した。一般的に補助金交付が長期化すると、固定化、既得権益化するおそれがあると言われており、事業の効率性や効果向上を促すためには、定期的に事業効果を検証し見直しを行うことが重要である。これまでの監査で継続的に意見しているとおり、補助の在り方を見直す区切りの期限として交付期間の終期設定が必要であり、早急に当該要綱の見直しを検討されたい。

また、補助金要綱で対象経費と認められていない「修繕費」を補助対象としている事案を確認したため所管課に確認したところ、補助事業を行う上でやむを得ない経費であるため交付決定したとの回答であった。仮に、補助事業を行う上でやむを得ない経費であるとするならば、決定における審査過程や決定理由の妥当性を明確に記録するなどして説明責任を果たされたい。また、補助対象経費の根拠となる領収書宛名が補助団体以外の宛名のものなどもあり、十分な審査が行われていたとは言い難い状態であった。

補助金は、公益上の必要があると認められる場合に、市民の税金その他貴重な財源から、特定の事業に対して反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものであるため、交付決定における審査では、対象事業の公益性や必要性の厳格かつ慎重な審査を行うとともに、補助金の額および補助率の算定方法等の妥当性やその結果については、市民への説明責任が十分に果たされなければならない。補助金の交付申請から額の確定、精算に至るまでの一連の事務手続については、慎重かつ適正に行われたい。

②伊吹山入山協力金について

伊吹山を守る自然再生協議会の事務局は、滋賀県自然環境保全課と米原市自治協働課で担っており、会長を滋賀県琵琶湖環境部長、入山協力金部会長を米原市自治協働課長として事務局業務の全般を行っている。なかでも入山協力金に係る委託業務等（地元上野区への入山協力金収受業務委託）においては、入山協力金部会長である自治協働課長名で契約がなされているが、当該業務は伊吹山を守る自然再生協議会の業務であり、法で定める市長の権限に属する事務ではなく、市の所管課長が委託者になることは適切ではないと、契約の適正性について継続して意見しているところである。

所管課の対応として、今後、協議会の在り方について検討し事務局運営を行う団体組織の育成を図るとの報告を受けているところではあるが、当該事務局は市が担うべきものではないことを認識し、事務局運営を行う団体組織の早期育成に努められたい。

くらし支援部

【高齢福祉課】 監査基準日：令和３年 10 月 1 日

①老人クラブ連合会等活動事業費補助金について

この補助金では、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがい活動の場（機会）の確保や元気な在宅高齢者活動の推進を図る取組に対し支援を行っているが、単位老人クラブ連合会への加入者は年々減少し、これまでに米原老人クラブ連合会と山東老人クラブ連合会が解散し、現在は、伊吹と近江の２老人クラブ連合会のみが補助金交付を受けている。

これまで均等割および会員数割による定額補助から活動実績に基づく事業費補助への見直しと補助対象経費の見直しを行うよう意見してきたが、その後、見直しは行われていない現状である。補助金交付の既得権益化が見られるため、早期に見直しを実施されたい。

②米原市高齢者エアコン設置事業補助金について

この補助金は、高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、対象住宅に新たにエアコンを設置した 75 歳以上の高齢者世帯に対して交付されている。

所管課に当該補助金に係る一連の関係書類の提出を求め内容を確認したところ、補助金の交付決定時に支出負担行為を行うことなく、補助金実績報告による額の確定時に支出負担行為兼支出命令書により、支払の事務手続が行われている不適切な事案を確認した。

支出負担行為は、支払の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、当該補助金の事務手続においては、原則、交付決定時に支出負担行為の手続を行う必要があった。支出負担行為における特例として会計規則第 50 条に規定されている支出負担行為兼支出命令書による事務手続については、原則、補助金は適用されない。

補助金の事務手続においては、各種法令や予算執行事務マニュアルに基づき、適時適正な事務手続を行われたい。また、事務手続の過程では所管課および会計室等において決裁書類の合議が行われており、チェック機能が働いていれば防げたものだと考えるので、決裁におけるチェック機能の強化を図られたい。

【社会福祉課】 監査基準日：令和３年 10 月 1 日

①生活保護費返還金および徴収金の過年度未収金について

生活保護法第 63 条による返還金は、資力があるにもかかわらず保護を行った場合、事後に費用を返還させる債権であり、同法第 78 条による徴収金は、不正手段によって保護を受けた者からその費用を徴収する債権である。債務者はいずれも生活保護受給者で資力が乏しく、ともに徴収が困難な債権となっている。なお、督促手数料および延滞金は、より徴収を困難なものにすることから減額や免除の措置を行うことなく徴収されていない

い。

本債権についてはこれまでから意見しているところであり、債務者の資力が乏しく対応が難しいことは理解するが、法令や米原市債権管理条例（平成 25 年米原市条例第 21 号）に則った対応ができていないところがあるほか、積極的な対応が必要と考えられる事例もあることから、生活が苦しいながらも定期的に納付している人との公平性を保つため、引き続き厳正な取組を行われるよう意見する。

【福祉政策課】 監査基準日：令和 3 年 10 月 1 日

①山東診療所の運営について

山東診療所については、診療施設が未整備の旧山東西小学校区内に診療所を開設運営することで、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図るとして、平成 27 年 9 月に市内開業医と山東西部医療体制の推進に関する協定書を締結し、平成 28 年 1 月から運営が行われている。

山東診療所開設後の利用者数は年々減少傾向にある上、収支は支出超過となっており、費用対効果の面から、これまでの監査結果報告書で当初の目的達成に向けた必要な措置を講じるよう意見している。こういった中、市は、令和 3 年度から管理運営を指定管理者制度に変更し、米原市地域包括ケアセンターいぶきの出張診療所として訪問診療や往診を行うこととしている。

山東診療所の開設運営は、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図ることが目的であり、採算性のみで事業を評価すべきものではないが、これまで多額の公費を投入してきたことから、今後の管理運営状況についてはしっかりと公表を行い、市民への説明責任を果たすとともに、実績に基づく必要性の判断をしていただきたい。

②米原市地域お茶の間創造事業費補助金について

この補助金は、子どもから高齢者までの日頃から支援を必要とする者を地域で見守り、支え、高齢者の介護予防や多世代・共生の通いの場を充実するため、地域の資源を活用し、地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進するために交付されている。

所管課に当該補助金に係る一連の関係書類の提出を求め内容を確認したところ、一部の補助団体については、団体の自己資金（前年度繰越金）が相当額あるにもかかわらず、交付決定額の全額を概算払として支出していた。所管課が全額概算払とした理由は、団体の自己資金は催しの開催ごとに集める計画であり、事業を円滑に進めるためには、補助事業の完了前に交付することが適当であるとのことだった。

補助金の支払は、補助事業完了後に提出された実績報告書の内容や事業実施に係る対象経費等を所管課で精査し、額の確定を行った上で精算払として支払うことが原則である。ただし、補助団体の資力不足などのやむを得ない理由等により補助事業の円滑な実施

が困難な場合は、概算払を要する理由を明記した上で、例外的に事業完了前に概算払を行うことが認められているものである。

上記の理由では、全額概算払とする理由として客観的根拠を欠き、不十分であると考えられ、自己資金を持たない他の補助団体についても同様の概算払の理由として補助金交付決定がなされており、事務手続の形骸化が見られた。繰越金等を所有している交付団体の場合は、まず、団体の前年度繰越金で事業を実施し、その上で事業の進行状況に基づき、不足する事業費を適切な時期に概算払で補助するべきであったと考える。

概算払を行う場合は、補助団体の財務状況等が確認しながら必要とする理由を明確にした上で、その金額の妥当性や必要性の確認を行い適時適正な事務手続に努められたい。

【経済振興局 シティセールス課】 監査基準日：令和３年１２月１日

①びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金について

この補助金は、子育て世帯等の移住定住による地域コミュニティの活性化および市内事業者の活用による地域経済の活性化を促進するため、住宅のリフォーム工事を実施した者に対して交付されている。所管課に当該補助金に係る一連の関係書類の提出を求め、補助金交付に係る事務手続内容を確認したところ、一部、検討等の対応が必要と思われる事案を確認したので下記のとおり意見する。

ア) 対象者の要件について

補助要綱では、対象者の要件として世帯員に市税等の滞納がないことと規定しているが、申請書に添付された根拠資料を確認したところ、申請者のみの現年度分納税証明書が添付されているだけで、世帯全員分ではなかった。その理由を所管課に確認したところ、世帯員全員の納税証明書および完納証明書を添付することは、申請者に過度の負担を強いることになるため、添付書類としては申請者の納税証明書のみとし、別途添付していただく事業計画書の中で世帯員に市税等の滞納がない旨を確認しているとのことであった。補助対象要件を満たしているかどうかは適正かつ確実に確認を行うべきであり、世帯員全員の納税証明書等の提出を義務付けて審査を行う必要があったと考える。

イ) 補助金要綱の改正について

当該補助金要綱は令和３年３月３０日（告示第１２１号）に改正されており、改正前の旧補助金要綱第３条で規定していた補助対象となる住宅に、世帯員が１０年以上居住する見込みであることの要件や、第７条の交付の条件（１０年間転出しないこと等）の規定は、改正により削除されている。

改正後の補助金要綱においても補助金の目的、趣旨に変更はなく、移住定住が当該補助金の主たる目的の一つであると考えられるため、１０年要件の規定を要綱から削除した理由を所管課に確認したところ制度創設当初は、国費を充当していたことから、１０年以上居住の要件を付けていたが、国費を充当できなくなったことから要件を削除したとのことであった。

改正後の補助金要綱には経過措置として改正前の要綱は、なおその効力を有すると規定していることから、改正前の要綱に基づき支給決定した者については、今後の事務手続の中で、定期的に１０年要件の確認を行い、適正な補助事業の執行に努められたい。

【都市計画課】 監査基準日：令和３年１２月１日

①市営住宅・改良住宅使用料の過年度未収金について

市営住宅および小集落改良住宅に係る使用料（家賃）の未収金徴収については、債務者対応や時効中断措置および弁護士相談などを積極的に行っているものの、その徴収率は低かった。所管課では、このような状況を打開するため、関係他課と連携することで包括的に債権回収ができるよう関係部局との連携強化を図ることで、継続的な滞納整理を実施しており、結果として、新規分納者や分納誓約者が増加傾向にあり、徴収率が向上しているほか、徴収が不可能な債権の整理を行うなど積極的な債権管理を行っている。

本債権は、滞納の長期化と累積が課題の債権であるため、引き続き新たな未納が抑制できるよう毅然とした対応で債権管理に努め、善良な納付者との公平性の確保に努められたい。

【上下水道課】 監査基準日：令和３年１２月１日

①水道料金の未収金と給水停止について

水道料金の未収金徴収については、令和２年８月から、現年度分と過年度分両方の未収金徴収を上下水道課が一括して所管することで、効果的かつ効率的な対応が可能になった。一方で、給水停止については、水道料金を４か月以上滞納している水道利用者や納付指導に従わない悪質な利用者に対して規程に基づく給水停止措置を行っているが、分納誓約者が誓約書に基づく納付を行っていれば、現年度分の水道料金に未納があっても給水停止を行っていないことから、未収金総額は減っていない現状である。まずは、現年度分の未収金を発生させない取組が重要であり、給水停止措置はその有効な手段であることから、分納誓約の内容等を適時精査して効果的な給水停止措置を実施されたい。

なお、未収金総額は、今後の料金改定に影響することから、善良な納付者との公平性を確保するため、給水停止を含めた法的な対応を行い、引き続き未収金総額の削減に努められたい。

②公営企業会計に係る出納その他の会計事務について

本市の水道事業および下水道事業は、地方公営企業法（以下、「公企法」という。）の全部適用を受け実施されている。業務の執行においては、公企法第７条で地方公営企業の業務を執行させる管理者の設置が義務付けられているが、ただし書で「条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、または二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。」と規定されている。そして、同法第８条第２項で、「第７条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。」と規定され、同法第１４条では、「管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。」と規定されていることから、本市では、米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例第４条において、「上下水

道事業に管理者を置かないものとする。」と規定し、同条第2項で「上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、まち整備部上下水道課を置く。」と規定し、上下水道事業を実施している。

本市における上下水道事業は、市長権限の属する事務としているため、上下水道課の出納業務は、市長が命ずる会計管理者の責務において行うことが内部統制上、効果的かつ効率的であると考えるところではあるが、地方公営企業（上下水道課）の業務執行に係る出納その他の会計事務は、地方公営企業管理者の権限とされ市会計管理者の職務権限からは除外されているため、内部統制が十分機能しない状況になっていることから、会計管理者および出納員には、企業職員を併任させて事務を処理させる必要があると考える。このことは、総務省が作成する「地方公営企業の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」で考え方が示されているので参考の上、対処されたい。

【学校教育課】 監査基準日：令和３年１１月１日

①市内小中学校における学校徴収金の管理等に係る事務手続について

本市の各小中学校では、教育活動を円滑に行う上で必要となる経費のうち、児童生徒に直接係る経費は受益者負担が適当であるとして、学校長が保護者から徴収し、米原市教育委員会が定めた学校徴収金事務マニュアル（以下「徴収金マニュアル」という。）に基づき、学校徴収金として保管および管理を行っている。

今年度の監査では、市内の９小学校および６中学校がそれぞれ取り扱う学校徴収金の保管管理状況および事務手続について、会計簿および通帳などの関係書類により執行内容の確認を行った。一部、会計簿への記載漏れ等があったものの、どの小中学校も通帳残高と会計簿における執行内容の整合性を確認することができ、おおむね適正に事務手続が行われていた。しかしながら、一部の学校では、担当者が学期別の会計簿の様式を変更して作成しているため、記載内容が担当者以外には確認しづらくなっているものや、学期別会計簿の集計と学期別会計報告書の集計および学期別の通帳残高が一致しないまま学校長に報告されているものがあった。市内の小中学校全てにおいて、徴収金マニュアルで定める統一した事務手続を行い、担当者以外の誰が見ても内容が確認できる書類作成に留意されるとともに、学期別に担当者が作成する会計報告書については、会計簿、支出調書および通帳との整合性を学校長が確認した上で作成されたい。

また、年度末および年度中において未収金が発生している学校があったため、今後の徴収予定等を確認したところ、いずれも、児童生徒の在学中に繰り返し催促を行い徴収する予定であり、学校側が補填することはないとの回答を受けている。今後も適時適正な対応を行い未収金の徴収に努力されたい。

学校徴収金は、児童生徒の保護者から徴収して保管管理を委任された準公金であることから、その保管管理と取扱いについては、内部統制機能をより充実強化し、徴収金マニュアルに基づく適正かつ効率的な事務手続に努めていただきたい。

【教育総務課】 監査基準日：令和３年１１月１日

①県立米原高等学校敷地の所有権移転登記事務について

米原高等学校敷地の所有権移転登記事務については、旧米原町当時から買収に係る所有権移転登記の一部が困難事例として未登記（２筆）のまま残っている。所管課では、難航している境界確定への対応や何世代にも及ぶ多数の相続人調査等に鋭意努力されているところであるが、平成２９年に交渉を進めていた相続代表者が亡くなられたことで新たな事務手続きが増え、関係調整に時間を要している。当該業務は、５０年以上前からの積み残し課題であり登記事務の長期化は更なる事務手続の複雑化をもたらすことから、引き続き整理手法の検討を進め早期の登記事務完了に向け努力されたい。

【学校給食課】 監査基準日：令和３年１１月１日

①学校給食費保護者等負担金の未収金に係る事務手続について

学校給食費保護者等負担金は、保護者が負担する園児児童生徒の学校給食の食材費相当分であるが、この未収金は、児童生徒が卒業すると保護者の納付意識が更に低下することが考えられ徴収がより難しくなるため、これまでから給食費保護者等負担金は、児童生徒の在校中に徴収できるよう適時適正に効果的な対応を行い、現年度分の未収金を発生させないよう意見しているところである。しかし、平成 13 年度分から未収金が存在しており債権は長期化している。

今年度の定期監査では、債権者台帳により平成 13 年度以降の未収金の事務手続（徴収状況）を確認したところ、債権総数 531 件のうち督促状の発送が行われたかどうか把握できないものも含め未発送の債権が 174 件あり、その中には令和 2 年度の債権が 37 件も含まれていた。例年、当該未収金の適時適正な事務手続を意見しているにもかかわらず、実際には関係法令や米原市債権管理マニュアル（以下「債権マニュアル」という。）に基づく適時適正な事務手続が行われていなかった。

【学校給食費における督促状の未発送件数】

年度	未発送件数	年度	未発送件数	年度	未発送件数
平成 13 年度	0	平成 20 年度	41	平成 27 年度	12
平成 14 年度	0	平成 21 年度	26	平成 28 年度	0
平成 15 年度	0	平成 22 年度	22	平成 29 年度	0
平成 16 年度	0	平成 23 年度	8	平成 30 年度	0
平成 17 年度	0	平成 24 年度	0	令和元年度	0
平成 18 年度	10	平成 25 年度	0	令和 2 年度	37
平成 19 年度	11	平成 26 年度	7		
合 計（債権総数：531 件）					174

公債権の時効期間は、法 236 条第 1 項の規定により、強制徴収公債権および非強制徴収公債権ともに他の法律に定めのない限り 5 年とされており、私債権の時効期間は、民法第 166 条第 1 項の規定により、権利を行使することができることを知った時から 5 年、もしくは権利を行使することができる時から 10 年のいずれか早い方となっている。

債権マニュアルでは、督促状の発行が滞納処分的前提となる要件として、原則として納期限経過後 20 日以内に発行し、その督促の日から少なくとも 10 日をおいて納期限を指定することとされており、万一、これ以降に発行された督促状も有効であるため、未発行が判明した時点で、直ちに督促状を発行することとしている。この督促状の発行 20 日以内は訓示規定なので、これを経過しても時効完成前であれば時効中断は認められており、未発行の発覚が時効完成前である限りは、必ず督促状を発行しなければならないと解釈されるため、学校給食費についても、市の債権として債権マニュアルに基づ

く適時適正な事務手続を早急に行われたい。

また、学校給食費は私債権であり、債務者が時効の援用をしない限り消滅することはないが、時効期間の5年が経過し、本人から時効援用の申出があった場合、債権は消滅することになる。そのため、時効期間内に督促状または催告状を発行し、6か月以内に裁判上の請求を行うか債務承認が行われるよう対応するなど、特に悪質な滞納者に対しては、法的な対応を執るといった毅然とした対応を行われたい。

【スポーツ推進課】 監査基準日：令和3年11月1日

①ホッケー競技普及推進事業委託について

令和2年度の実施状況を確認したところ、当該委託業務仕様書で事業完了後に速やかに事業報告書、収支決算書、事業活動写真等を提出することとしているが、実績報告書で報告されていたのは、委託期間における事業ごとの開催回数、延べ参加者数、延べ講師派遣者数と各会場における練習等の写真数枚と決算報告であり、事業の実施状況が十分確認できる書類とは言い難いものであった。

当該事業は、2025年に滋賀県で開催される国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に向けた、ホッケー競技の普及推進を目的としており、事業を実施することに有効性や意義はあるものとするが、行政が市税等を財源として実施していることから、市民への説明責任が十分果たせるよう、仕様書に基づく業務が履行されているかをしっかり確認できる書類の提出を求め、事業の執行管理を行う必要があると考える。

事業計画内容			実施業務実績		
事業	対象者	内容	事業	対象者	内容
1. ホッケースクール ①学校のクラブ活動でのホッケー体験 ②スポーツクラブと連携したホッケー体験 ③ホッケー教室	小学生 クラブ会員 小中学生	10回以上 1回以上 20回以上	1. ホッケースクール ①学校のクラブ活動でのホッケー体験 ②スポーツクラブと連携したホッケー体験 ③ホッケー教室	小学生 クラブ会員 小中学生	27回 1回 37回
2. ホッケー スキルアップスクール ①ジュニアホッケースクール対象 ②トップ指導者を招いたホッケースクール対象	教室参加者、経験者 教室参加者、経験者	20回以上 1回	2. ホッケー スキルアップスクール ①ジュニアホッケースクール対象 ②トップ指導者を招いたホッケースクール対象	教室参加者、経験者 教室参加者、経験者	25回 2回

②番場多目的グラウンドの利用推進について

当該グラウンドの利用推進については、供用開始後の利用が非常に少ない状況からこれまでの監査報告書で意見しているところであるが、令和３年度中の施設利用実績は、計 55 回で施設利用料収入は 89,600 円であった。芝生の散水や広場の植栽管理など維持管理に係る経費（令和３年度：2,976,074 円）は多額であり、施設の有効活用および維持管理に係る財源確保のため、引き続き積極的な施設利用の推進に努められたい。

【会計室】 監査基準日：令和3年9月1日

①庁用物品の適切な管理について

本市では、物品調達基金を設置して、業務で使用する物品の集中購買を実施することにより、物品の取得および管理が円滑かつ効率的に行われており、物品調達基金に係る業務（指定物品の払出等）は、一括して会計室が行っている。

物品調達基金で取り扱う指定物品は 75 品目（事務用物品）あり、管理方法としては、各種物品を必要とする職員が会計室に提出する物品払出申請書に記載した内容（品目および個数）を、会計室職員が確認を行った上で払出し、在庫管理表（Excel）に入庫数と出庫数を適時入力し、在庫の管理が行われている。四半期ごとには、物品の在庫実数と会計室が管理する在庫管理表とに乖離がないか棚卸作業が実施されており、その結果をもって各課に負担金を求めているが、実数と在庫管理表とに乖離が生じている場合は、乖離金額を各課負担金で按分し調整額として負担金へ加算減算している。また、棚卸時に確認した在庫実数を次期管理時の当初在庫数として、四半期ごとに仕切り直す方法で在庫管理が行われている。

今回、当事務局が指定物品棚卸検査を行い、会計室が実施している棚卸状況の結果について、令和3年度の第1四半期から第3四半期終了分までの在庫管理表の提出を求め調査したところ、四半期毎の在庫管理表の数値と物品の在庫実数との乖離数は下表の結果であった。

▼棚卸状況

	在庫 過不足総数（個）
第1四半期	252
第2四半期	287
第3四半期	158
総数	697

会計室が、作成している在庫管理表の数値と棚卸作業で確認した物品の在庫実数との乖離は、総数で 697 個もあり、適切に管理されていると言い難い状況であったため在庫管理表と実際の在庫数に生じた乖離の考えられる原因について会計室に確認したところ、回答は下記のとおりであった。

- ・払出時に誤った数または種類の物品を持出し、確認の際も誤りに気付かなかった。
- ・在庫確認の際に数え誤りがあった。
- ・会計室職員が把握しない間に物品の持出しが行われた。

備品同様、庁用物品（消耗品）についても、米原市物品管理規則に基づき適切に管理する必要がある。公費で購入している市の財産であり、使用および管理は適正に行わなければならない。特に会計室職員が把握しない間に物品の持出しが行われることはあってはならないことであり、管理体制や確認体制を再検証するとともに、出庫時のチェック機能強化を図るなど、適切な在庫管理に努めていただきたい。

◎前年度の監査意見に対する措置および対応の状況

前年度監査結果報告書での監査意見に対する措置状況や対応状況を確認したところ、今後の定期監査の中で引き続き経過を確認していく必要のあるものはあるが、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われているものについては今回意見していないので、下記にその状況を記載する。

番号	令和2年度監査意見	措置および対応状況等
1	<u>需用費における修繕料と工事請負費の取扱いについて【管財課】</u> ・統一的な見解を職員に明確に示し組織全体における内部統制の推進	修繕料と工事請負費の取扱いについて、各事務手続が統一されるように、今後予算執行事務マニュアルにより周知していく予定である。
2	<u>特命随意契約におけるチェックリストの作成等について【管財課】</u> ・各業務所管課において契約の妥当性が適正にチェックできるよう随契ガイドラインの項目をチェックリスト化	チェック項目などについての内部協議を行いチェックリストの作成を行った。
3	<u>米原市自治会まちづくり支援補助金について【人権政策課】</u> ・実績報告における対象経費の支払根拠資料の提出 ・補助事業の適時適正な事務手続	補助団体に対し、実績報告書に会計調書および領収書の写しを添付するよう指導した。補助事業の事務手続は、令和2年度事務からは正した。
4	<u>米原市生活相談事業について【人権政策】</u> ・当該委託業務の在り方や必要性、委託料算出方法の妥当性等の検討	本業務に含まれない一般的な相談も含め、相談できる体制が整うことで住民の安心感・安堵感が確保されている。住民と市役所とのパイプ役として機能する一面も有していることから、相談業務は引き続き必要である。 委託料の算出方法は、積算方法や単価の見直しは再検討する。
5	<u>米原市商工業振興補助金交付要綱の一部改正について【商工観光課】</u> ・県補助金に準じた補助金要綱となるよう要綱の一部改正を検討	県補助金に準じた内容に見直しを行い、人件費等の補助対象経費の交付基準を明確にするなど整合を図った。併せて、見直しの時期を新たに設定した。
6	<u>米原市芸術展覧会運営業務委託について【生涯学習課】</u> ・当該業務を委託業務とする妥当性 ・委託契約に基づく成果物の提出	前期事業終了時点で受託者に中間報告を求め、後援・審査・作品受付・返却・展示・表彰についての報告と、来場者アンケートの集計結果を受領した。また、市公式ウェブサイトについても審査委員による作品講評を掲載し、適正な執行管理に努めている。

第4 むすび

定期監査の執行に当たっては、監査調書および関係諸帳簿に基づく事前調査を行い、その結果を踏まえて所属長および関係職員へのヒアリングにより実施した。令和3年度においても通常業務に加え新型コロナウイルス感染症関連業務など多忙を極める中で監査業務に協力いただいた各所管課に感謝を申し上げたい。

予算執行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた事業等の延期、中止、変更などの対応を行いながら、市独自の支援策として感染症拡大防止対策や地域経済の活性化対策などの各事業が実施され、職員一丸となって多様化する市民ニーズへの対応や様々な地域課題の解決に向け尽力されていることが一連のヒアリング等を通じてうかがえた。

しかしながら、本報告書に記載したとおり、一部の事業の実施状況や事務手続においては、改善等の対応が必要な点が見受けられた。各所管課においては、事務手続が形骸化していないか、過剰な制度設計になっていないかなどを再検証し、必要であれば制度や基準等の見直しを検討されたい。今後も、新型コロナウイルス感染症に伴う企業活動や市民生活の変化が続くものと予想され、引き続き市には柔軟で臨機応変な対応が求められることから、法令順守を徹底し、適時適正な事務執行に努力していただきたい。

また、平成29年の法改正により、内部統制に関する基本方針の策定等は指定都市以外の市町村において努力義務とされており、本市においては未策定であるため、策定に向けた取組を進めるよう従前から意見しているところである。

今年度の監査においても、切手の保管管理に整合性がない事案や、着実に事務引継ぎが行われず所管課が認識していない収入証紙の存在など事務リスクが存在することを改めて確認した。どの業務においてもリスクがあることを前提とし、その対処方針を定めておくことの重要性を認識するとともに統一した帳票、様式を用いて業務を進めることが重要である。

地方自治体においては、限られた人員、限られた財源の中で複雑化・多様化する行政運営に的確に対応することが求められており、行政サービスの更なる向上を図っていくためには内部統制に関する基本方針を策定し、事務の適正性を確保することが重要である。また、内部統制推進を所管する部署を明確化し、全庁的なマネジメントの下で内部統制がより実効性のあるものになるよう取り組んでいただきたい。このような取組を推進することで、組織全体のマネジメント強化や業務の効率化が図れ、職員にとっては働きやすい職場環境づくりとなり、市民にとっては信頼できる行政サービスを享受することにつながると思う。

最後に、定期監査のヒアリングを通じて、各所管課には都度意見や要望を伝えてきたが、本報告書に全て記載したわけではない。よって、その際伝えた意見も含めて今回の監査結果の意見に対する措置を速やかに講じていただきたい。